

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充に関する意見書

地方における消費者行政においては、深刻な消費者被害、とりわけ高齢者の被害・トラブルが拡大しているにもかかわらず、地方消費者行政予算・消費生活相談体制の状況は決して十分ではなく、平成28年には全国知事会等の地方公共団体関連4団体並びに20都道府県が、地方消費者行政の拡充に向けた国の財政措置を要望する意見書を提出したという実情がある。

国は、交付金を通じて、地方消費者行政の充実・強化につき財政的支援を図っており、平成27年度及び平成28年度は50億円、平成29年度は42億円が計上されていた（補正予算を含む）。ところが、平成30年度は、地方公共団体から60億円超の交付金の要求がなされたにもかかわらず、消費者庁予算案では24億円にとどまる結果となった。これでは、地方公共団体からの予算要請には全くこたえられない状況と言わざるを得ず、消費生活相談員や相談窓口担当者の減員、必要な消費者教育や啓発活動を行えないといった事態が懸念されることに加え、全国的に消費者行政が大きく後退することが予想される。

よって、国においては、地方消費者行政推進交付金の後継交付金措置を初め、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として補正予算で手当てすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が消費者相談を受け、相談情報をP I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録したり、悪質業者に対する行政処分を行うことの効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国の消費者行政につながって

いるという点を踏まえ、地方公共団体のこのような事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月29日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 野田聖子様

財務大臣 麻生太郎様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 福井 照 様

消費者庁長官 岡村和美様

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様